

償還事例

※ 事例ですので、これ以外でも対象となる場合があります。

※ 対象になるか迷ったときは、ご相談ください。

事例① 世帯内に障害福祉サービスを利用しているかたが複数いる場合

(基準額 37,200 円)

夫 ⇒ 障害福祉サービスの利用者負担月額 : 30,000 円

妻 ⇒ 障害福祉サービスの利用者負担月額 : 20,000 円

【世帯の利用者負担月額の合計】

30,000 円 + 20,000 円 = 50,000 円

【償還される額】

50,000 円 - 37,200 円 (基準額) = 12,800 円

事例② 1 人の障がい児が障害福祉サービスと児童福祉法のサービスを利用している場合

(基準額 4,600 円)

障害福祉サービスの利用者負担月額 3,000 円

児童福祉法のサービスの利用者負担月額 4,600 円

【世帯の利用者負担月額の合計】

3,000 円 + 4,600 円 = 7,600 円

【償還される金額】

7,600 円 - 4,600 円 = 3,000 円

事例③ 1 人の障がい者が障害福祉サービスと介護保険サービスを利用している場合

(基準額 37,200 円)

障害福祉サービスの利用者負担月額 30,000 円

介護保険サービスの利用者負担月額 20,000 円

【世帯の利用者負担月額の合計】

30,000 円 + 20,000 円 = 50,000 円

【償還される金額】

50,000 円 - 37,200 円 = 12,800 円

事例④ 同一世帯の障がい児の兄弟姉妹が障害福祉サービスと児童福祉法のサービスを利用している場合（補装具費の支給なし）（基準額 4,600 円）

姉 ⇒ 障害福祉サービスの利用者負担月額	<u>3,000 円</u>
児童福祉法のサービスの利用者負担月額	<u>4,600 円</u>
弟 ⇒ 障害福祉サービスの利用者負担月額	<u>3,000 円</u>

【世帯の利用者負担月額の合計】

$$3,000 \text{ 円} + 4,600 \text{ 円} + 3,000 \text{ 円} = \underline{10,600 \text{ 円}}$$

【償還される金額】

$$10,600 \text{ 円} - 4,600 \text{ 円} = \underline{6,000 \text{ 円}}$$

事例⑤ 同一世帯の障がい児の兄弟姉妹が障害福祉サービス、児童福祉法のサービス、補装具を利用している場合（基準額①9,300 円、基準額②37,200 円）

姉 ⇒ 障害福祉サービスの利用者負担月額	<u>3,000 円</u>
児童福祉法のサービスの利用者負担月額	<u>4,600 円</u>
弟 ⇒ 障害福祉サービスの利用者負担月額	<u>9,300 円</u>
補装具費の利用者負担月額	<u>30,000 円</u>

① 障害福祉サービスと児童福祉法のサービスに係る利用者負担額について算定します。

【世帯の利用者負担月額の合計】

$$3,000 \text{ 円} + 4,600 \text{ 円} + 9,300 \text{ 円} + \quad = \underline{16,900 \text{ 円}}$$

【償還される額①】

$$16,900 \text{ 円} - 9,300 \text{ 円} = \underline{7,600 \text{ 円}}$$

② 次に残りの利用者負担額について算定します。

【世帯の利用者負担月額の合計】

$$9,300 \text{ 円} (\text{①の残りの負担額}) + 30,000 \text{ 円} = \underline{39,300 \text{ 円}}$$

【償還される額②】

$$39,300 \text{ 円} - 37,200 \text{ 円} = \underline{2,100 \text{ 円}}$$

【償還される額合計】

$$7,600 \text{ 円} + 2,100 \text{ 円} = \underline{9,700 \text{ 円}}$$